野生鳥獣による生活被害対策行動基準例

~事前の準備と人身被害が発生又はそのおそれが生じた場合 の対応について~

1 現状と課題

近年、全国的に鳥獣による農林水産物の被害が増加し、大きな問題となっている。 更に、鳥獣が農村集落や市街地などに出没し、住民の生命又は身体、或いは財産に 被害をもたらすようになった。

このため、平成19年に制定された鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律(「鳥獣被害防止特措法」、以下、特措法という。)第2条において、「農林水産業等に係る被害」に農林水産業に係る被害に加え、農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害(以下、「生活被害」という。)も含めることとなった。

更に、特措法は平成24年3月に改正され、地方公共団体の役割の条項を追加し、 市町村と都道府県の役割を明確にするところとなった。

鳥獣による生活被害については、本県でも、近年、イノシシやシカ、ニホンザルが住宅地等に出没し、不安を感じた住民から、市町村、警察署をはじめ、県庁や県出先機関に通報が多く寄せられている。

特措法の改正を受け、あらかじめ各行政機関や関係団体の役割分担や連絡体制などを決めておき、住民からの通報に迅速かつ適切に対応することが必要である。このようなことから、市町村、県等の役割分担と連絡体制を例示するものである。

2 目的

このマニュアルは、野生のイノシシ、シカ、ニホンザル等(以下「イノシシ等」という。)が住宅地等に出没し、人身被害の発生又はそのおそれが生じた場合に適切に対処するため、県・市町村等の役割を確認するとともに連絡体制を整備し、被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。



3 出没時の役割と連絡体制

(1) 事前の連絡体制の整備について

イノシシ等によって生活被害が発生した場合、緊急に対応をしなければならない場合が想定されるので、各行政機関は、予め、役割分担、連絡体制等を整備しておくことが肝要である。

市町村は、地域住民に最も身近な自治体として、特措法第2条の2第1項では、「必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする」としており、そのためには、市町村が、イノシシ等の生活被害に関する情報を集約する必要がある。

但し、イノシシ等を目撃、あるいは被害にあった住民からは、市町村、県農林事務所、地元警察署などさまざまな部署に第一報があるため、住民等からイノシシ等の出没の情報を受けた機関・部署は、予め定めた市町村担当部署へ連絡を行うこととする。

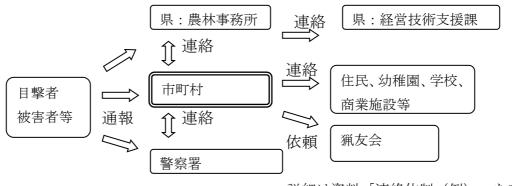
市町村担当部署は、必要に応じて、県農林事務所や警察署に連絡するととも に、住民等に注意を喚起するなど、新たな被害発生防止に努める。また、追払 いや捕獲(以下、「捕獲等」という。)が必要な場合、市町村は、地元猟友会 に協力依頼を行い、適切に対処することとする。

このようなことを考慮し、市町村及び県は、事前に連絡体制を整備しておく ことが必要である。その際には、開庁時の連絡先の整備にとどまらず、閉庁時 (土日祝日、夜間など)の緊急連絡体制の整備に努める。

なお、県経営技術支援課及び県農林事務所は、研修会や県のホームページなどを通じて、予め、イノシシ等による被害が生じないよう啓発活動や注意喚起を行う。

また、市町村は、状況によっては、出没時の対応の仕方について、住民に対して、日頃から公民館活動や広報誌等を活用した普及啓発活動や想定訓練などを行うことにも配慮すべきである。

【連絡体制 (例) 概要】



詳細は資料「連絡体制(例)」を参考

- (2) イノシシ等による生活被害が発生した場合
 - ① 第一報受信部署による情報の整理

住民等から、イノシシ等による生活被害の情報を受けた最初の機関・部署は、 別紙「通報連絡票」に掲げる下記事項を聴き取り、必要に応じ、速やかに、予 め定めた連絡体制に従って、関係機関に通知する。

- ・ 通報者の住所・氏名及び連絡先
- ・目撃日時/目撃個体の種類・状況(種類、状況、場所)
- ・被害等の状況/負傷者の有無/目撃時の状況
- ・市町村、県農林事務所や警察への連絡の有無
- ② それぞれの行政機関等の役割及び対応は、次のとおりとする。

市町村の役割

- 地域住民に一番身近な自治体として、必要に応じ、以下の対応をする。 ※ なお、FAXでの情報提供に際しては、電話で送信先へ受領確認作業を行う。
 - (ア) 住民及び関係機関(*1)への注意喚起。→資料:関連機関連絡票
 - *1:関係機関の例

【幼稚園・保育所・学校】・・・児童・生徒等に対する注意喚起

【自治会、公民館等】・・・・地域住民に対する注意喚起

【福祉・介護関連施設】・・・・通所・入所者等への注意喚起

【商業施設等】・・・・・・・買物客等に対する注意喚起

- ※市町村の実情に応じ、連絡先一覧表を作成しておくこと。
- ※一般住民が当該鳥獣を不用意に威嚇・興奮させることがないように努める。
- (イ)農林事務所農山村振興課(八幡農林事務所にあっては農山村・農業振興課、 以下「農林事務所農山村振興課」という。)、及び管轄する警察署に情報を 提供、また、事実確認等情報収集を継続。
 - →資料:通報連絡票
- (ウ) 隣接市町村への情報提供を行う。
- (エ) 地元猟友会等と協力し、捕獲等を行う。 捕獲等に関して、周辺住民の理解と承諾を得るように努める。
- (オ)報道機関への情報提供。

県農林事務所の役割

- (ア)農林事務所は鳥獣による農業等被害に関する県の相談窓口であり、イノシシ 等が出没した場合、目撃者等から直接の通報が想定されるため、目撃者等から の農林事務所へ通報があった場合、地元市町村(相談窓口)へ目撃者等の通報 内容を連絡する。
- (イ) 目撃者等、または市町村から通報を受けた場合は次のとおり対応する。
 - ・必要に応じ、経営技術支援課へ連絡する。
 - ・市町村から要請があった場合は、技術的な助言その他必要な援助を行う。

警察署の役割

・住民の避難誘導等の安全確保、周辺の警戒、捕獲等を市町村と協力して行う。

猟友会等の役割

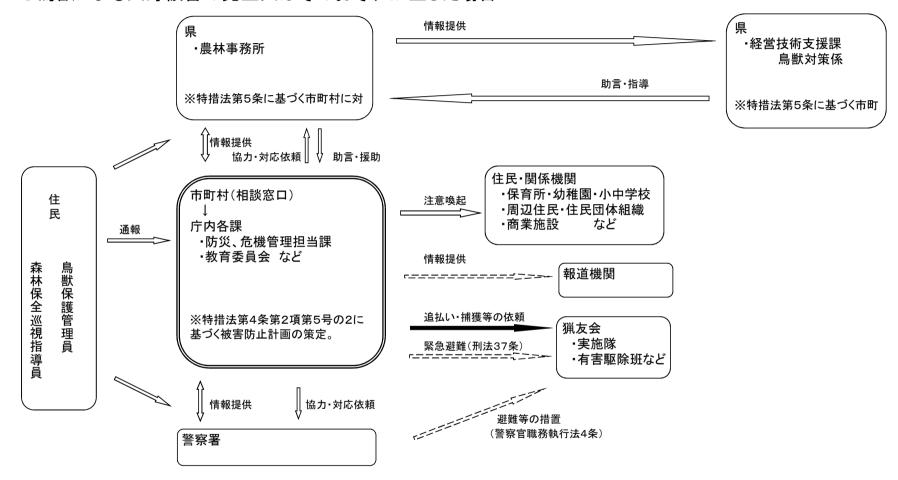
- (ア) 猟友会会員は鳥獣の生態・捕獲に関して専門的知識と技能を有するため、市町村は、捕獲等について、助言・指導、あるいは技術提供(追払い、捕獲等の活動)を依頼する。
- (イ)可能な限り、追払い、又は銃器以外による捕獲に努め、銃器による捕獲は、 最終手段とすること。やむを得ず、銃器による捕獲を行う場合は、協力関係機 関と迅速な協議の上、対応し、銃器による捕獲は、危険が伴うので周辺住民の 安全確保を十分行うこと。また、現場責任者の指示に従うこと。

県経営技術支援課の役割

○ 農林事務所から、イノシシ等の被害の通報があった場合、農林事務所に助言・ 指導を行う。

連絡体制(例)

○鳥獣による人身被害の発生又はそのおそれが生じた場合



- ※銃器による捕獲は、他に方法がなく緊急やむを得ない場合の最終手段として行使すること。
- ※銃器による捕獲を行う場合は、協力関係機関と迅速な協議を行い、周辺住民の安全確保を十分行ったうえで対応すること。
- ※銃器の使用については、有害鳥獣捕獲に基づくものなのか、<u>行政機関または警察が行う緊急時の処置(緊急避難、または避難等の措置に基づくもの</u>)なのか明確にすること。

(日没後や住居が集合している地域など鳥獣保護法38条により、銃猟が禁止されている場合は、緊急時の処置によることになります。)

通報連絡	垂
四 拟连帅;	गर

□継続 □終了

	送付先						御	中		
•									_	
		所属名								
	対応者	職名				氏名				
		連絡先								
※を尋ねる		T								
※通報者	住所									
	氏名					連絡先				
※目撃日時			年 月	E	∃ ([□午前・□午	-後)		時	分頃
	獣種	ロイノシシ ロシカ ロサル 口その他()						⊁ ⁄τ		頭
※ 目撃個体の		□成獣 (シカ : □オス □メス) □幼獣						頭数	1/5	
日撃個体の 種類・状況 -	確認場所	所在:					具体的	場所:		
※被害等	テの状況	□出没□	□威嚇 □受	受傷 □	l財産指	書(何をど	の程度:)
※負傷者の有無		□有	口無	負傷の)程度	□重症	□軽傷	(損傷	部位:)
		救急車等の	般送の必要	□有	□無∣	□連絡済				
※目撃時	うの状況									
		市町村		口要	口否					
市町村、県農林事務	県農林事務所	□要	□否							
所、警察署への連絡の 要否		警察署		口要	口否					
		その他の連絡	各先	口要	口否					
その他特	宇記事項									

関係	機関注意	意喚起 連	絡祟		□継続	口終了		
	送付先					御中		
			Ι					1
	連絡元	所属名	〇〇〇市町	村000)課〇〇〇係			
		連絡先						
ロチ	ラシ等を参	が生鳥獣に	付応を検討		発生しました <i>の</i> い。	つでお知らせ	! します。	
目撃日時			年 月	日	(□午前・□午	後)	時	分頃
I	1	I —			- 1:1 /	1	1	

目撃日時			年	月	日([□午前・□午	-後)	時	分頃
目撃個体の 種類・状況	獣種	ロイノシシ	コシカ ロ	サル [コその他の	()	頭数		頭
		□成獣(シカ : □オス □メス) □幼獣							אָלַע
	確認場所	所在:					具体的場所	沂:	
※被害等	※被害等の状況 □出没 □威嚇 □受傷 □財産損害(何をどの程度:)	
負傷者	負傷者の有無 □有 □無 負傷の程度 □重症 □軽傷				□軽傷				
目撃時	の状況								
その他特	寺記事項								

【サル出没時の注意喚起例】例:1

〇〇市町村内においてサルの目撃情報が寄せられています。むやみに近づくと危害を受ける可能性がありますので、不用意に近づかず、サルに遭遇した時は以下の事を守ってください。

- ・騒いだり、大声を出したりしない。
- もし近づいてきたら、慌てずにゆっくり後ずさりして遠ざかる。目を 合わせないようにする。
- ・ 餌は絶対に与えない(餌を与えたり、話しかけたりすることでサルに かまれるなどの被害につながることがあります)。
- ・ 棒などを使って追い回したり石を投げたりしない(逃げたサルが、興奮して他の人を襲う可能性があります)。
- ・ 二ホンザルのオスは、4才から6才に達すると必ず生まれ育った群れを離れて、他の群れへ入るために旅をします。これは近親交配を避けるためと言われていますが、その旅の道すがら市街地へ迷い込むことがあります。山奥に生息するサルは、人間と接触することが稀で、市街地へ迷い出ることは少ないのですが、行楽地のサルは餌付けなどで人なれしており、市街地に出現することがあると思われます。

本来は他の群れに入る目的の旅ですから、騒いだりして刺激しないでください。通常、山に帰っていきます。

サルの目撃情報の連絡先

○○○市町村○○○課 電話○○○○-○○○

【サル出没時の注意喚起例】例:2

サルの出没にご注意ください!

最近、〇〇市町村〇〇〇付近で、サルが目撃されています。 他の地域に出没する可能性もあります。 もし、サルと出会った場合は、次のことに注意してください。

サルに出会ったら

エサをやらない

エサを取る時に引っかいたり、噛み付いたりすることがあります。 また、家の周りの食物などは、片づけてください。 エサをあげることにより、農作物を荒らす、家に侵入してくるなど被害が発生する恐れ があります。

・ 近づかない

むやみに近づくと襲われることがあります。 特に幼児などの小さいお子様は注意しましょう。

• 目を見つめない

目を見つめるとサルが威嚇されたと思い、人が視線をそらせた時に襲われる危険があります。サルの目を見ないようにしましょう。

・からかわない

サルをからかうのはやめましょう。思わぬ行動で事故になることがあります。

大声を出さない

大声をだすことは、サルを興奮させることになりますので、やめましょう。

◎ 市街地へ出没したサルは、移動中の場合が多いので、そのような場合は、人が構わなければ数時間でどこかへ行ってしまいますので、できるだけサルに構わず見過ごすようにしてください

○○○市町村○○○課 電話○○○○-○○○

【イノシシ出没時の注意喚起例】例:1

○○市町村○○付近においてイノシシの目撃情報が寄せられています。 むやみに近づくと危害を受ける可能性があります。

イノシシに出会ったら

イノシシは本来、臆病でおとなしい性質を持っています。普通、イノシシが人に出会ってもイノシシの方から逃げるのであわてる必要はありませんが、興奮していたり、発情期(晩秋~冬)や分娩後で攻撃的になっていたり、至近距離で突然出会った場合には注意が必要です。

事故を防ぐために、イノシシと出会った場合は次のことに注意してください。

落ち着いてゆっくり行動しましょう

イノシシに出会ったら、静かにその場を離れるようにしましょう。急に走り出してイノシシを興奮させないこと。イノシシが興奮している場合は、後ろを向くと襲ってくることもあるので、なるべく背中をみせないよう、ゆっくりと後退するようにしましょう。

たてがみを逆立てて、明らかに威嚇している状態でなくても、シュー、カッカッカッ、 クチャクチャクチャという音をイノシシが発していたら、威嚇音ですので注意する必要 があります。

攻撃したり、威嚇したりしてはいけません

棒を振り上げたり、石を投げたりしてイノシシを挑発するのは大変危険です。逆上 したイノシシが向かってくることもあります。

うり坊を見かけても、近づいてはいけません

うり坊(イノシシの子)を見かけても、近くに母イノシシがいる可能性が高いので、近づいたり追いかけたりしてはいけません。

また、かわいいからと食べ物を与えることはしないでください。人への警戒心を低下させ、人が食べ物の供給源だと学習させることにつながります。

どうしても接近を避けられない場合は

イノシシと出会ったらその場を離れるのが一番ですが、人間がいる方向に逃げ場 所が限られる場合などには接近してくることがあります。接近が避けられない場合は、 イノシシに逃げ道を明け渡しつつ、安全な場所に緊急避難しましょう。

安全な場所とは、イノシシから人間が見えない場所やイノシシが簡単に登れない場所です。

〇〇〇市町村〇〇〇課 電話〇〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇〇

【参考:関係法令抜粋】

鳥獸被害防止特措法

- 第二条(定義) この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。
- 2 この法律において<u>「農林水産業等に係る被害」とは</u>、農林水産業に係る被害及び農林 水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害をいう。
- 第二条の二(地方公共団体の役割) 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産 業等に係る被害の状況等に応じ、第四条第一項に規定する被害防止計画の作成及びこれ に基づく被害防止施策(鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策をい う。以下同じ。)の実施その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。
- 2 <u>都道府県は</u>、その区域内における<u>鳥獣による農林水産業等に係る被害</u>の状況、市町村の被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、この法律に基づく措置その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 第三条(基本指針) 農林水産大臣は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策(以下「被害防止施策」という。)を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。 (以下略)
- 第四条(被害防止計画) 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画(以下「被害防止計画」という。)を定めることができる。
- 2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
 - 二 当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣 であって被害防止計画の対象とするもの(以下「対象鳥獣」という。)の種類
 - 三 被害防止計画の期間
 - 四 対象鳥獣の捕獲等(農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等 (鳥獣保護法第二条第七項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。)又は対象鳥獣で ある鳥類の卵の採取等(鳥獣保護法第八条に規定する採取等をいう。)をいう。以 下同じ。)に関する事項
 - 五 対象鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための防護柵の設置その他の 対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項
 - 六 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれ がある場合の対処に関する事項
 - 七 捕獲等をした対象鳥獣の処理(次号に規定する有効な利用に伴うものを除く。第 十条においておなじ。)関する事項
 - 八 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

- 九 被害防止施策の実施体制に関する事項
- 十 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項
- 3 前項第四号の事項には、鳥獣保護法第九条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされている対象鳥獣の捕獲等の許可であって第六条第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣保護法第九条第一項の規定により被害防止計画を作成した市町村の長が行うことができるものに係る事項(以下「許可権限委譲事項」という。)を記載することができる。
- 4 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況を勘案し、 被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、第二項第 九号の事項に、鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項を記載しなければならない。
- 5 被害防止計画は、鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法第四条第一項に規定する鳥獣保護事業計画をいう。以下同じ。)(特定鳥獣保護管理計画(鳥獣保護法第七条第一項に規定する特定鳥獣保護管理計画をいう。以下同じ。)が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあっては、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画)と整合性のとれたものでなければならない。
- 6 市町村は、被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、被害防止計画に許可権限委譲事項を記載しようとするときは、当該許可権限委譲事項について都道府県知事の同意を得なければならない。
- 7 都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の鳥獣による農林水産業等に係る被害の 状況に基づいて作成される必要があり、かつ、当該市町村がその状況を適確に把握する ことができる立場にあることを踏まえ、前項前段の協議を行うものとする。
- 8 都道府県知事は、許可権限委譲事項が記載された被害防止計画について第五項前段の協議を受けた場合には、当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の数が著しく減少しているとき、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣について広域的に保護を行う必要があるときその他の当該都道府県の区域内において当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の保護を図る上で著しい支障を生じるおそれがあるときを除き、同項後段の同意をしなければならない。
- 9 市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 この場合において、当該被害防止計画に許可権限委譲事項を記載したときは、農林水産 省令で定めるところにより、当該許可権限委譲事項を公告しなければならない。
- 10 第五項から前項までの規定は、被害防止計画の変更について準用する。この場合において、第五項後段中「記載しようとするとき」とあるのは「記載しようとするとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更しようとするとき」と、第七項中「同項後段」とあるのは「第九項において読み替えて準用する第五項後段」と、前項後段中「記載したとき」とあるのは「記載したとき又は当該被害防止計画に記載された許可権限委譲事項を変更したとき」と読み替えるものとする。

- 11 被害防止計画を作成した市町村は、毎年度、被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告しなければならない。
- 12 市町村は、都道府県知事に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、 技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。 (以下略)
- 第五条 (市町村に対する援助) <u>都道府県知事は、市町村に対し、被害防止計画の作成及</u>び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針

- 3 実施体制の整備
- (2) 鳥獸被害対策実施隊
 - ② 取組内容

このほか、鳥獣被害対策実施隊員は、鳥獣の捕獲等で、住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するために緊急的に行う必要があるものに従事するものとする。

- 4 鳥獣の捕獲等
- (3) 住民の生命、身体等に被害が生ずるおそれがある場合等の対処改正法により、鳥獣被害対策実施隊員は、住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するために緊急に行う必要のある鳥獣の捕獲等に従事するものとされたことを踏まえ、市町村は、緊急時の対応に際しては、都道府県、警察その他関係機関と密接に連携し、事態に適切に対処するものとする。

なお、クマ等が住宅街等に現れ、住民の生命、身体等に現実かつ具体的に危険が生 じ、特に急を要する場合には、警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号)第 4 条 第 1 項の規定に基づき、警察官が狩猟者に対し駆除を命ずることもある。

3 被害防止計画に定める事項

被害防止計画においては、次に揚げる事項を定めるものとする。

(6) 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害に対し、緊急的に対応が必要となる場合等の連絡体制、役割分担等について記載する。